

4 奨学金制度

(1)日本学生支援機構奨学金

①日本学生支援機構の奨学金とは

貸与型の奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与される奨学金です。採用は、学業、健康、経済状況等により選考の上、大学の推薦に基づき日本学生支援機構で決定されます。奨学生の採用数については大学毎に枠が与えられるため、推薦基準該当者全員が採用されるとは限りません。

②奨学金の種別及び募集時期

種別	貸与月額		募集時期 (定期採用)
	自宅	自宅外	
第一種（無利子貸与）	3万円・4.5万円	3万円・5.1万円	4月上旬（予定）
第二種（有利子貸与）	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円		

注1 定期採用について、詳しい内容は4月に開催する説明会で説明しますので、希望者は必ず出席してください。開催日時等は、メールニュース、学生情報システム掲示板でお知らせします。

注2 追加募集があればその都度周知しますので、募集締切日までに必要書類を本部棟1階事務室（教務学生課）に提出してください。

注3 定期採用のほかに、家計事情の急変（家計支持者の失職、死亡または災害等）があった場合は、緊急・応急採用の制度もあり随時申込を受け付けますので、本部棟1階事務室（教務学生課）に相談してください。

③入学後の手続き

高校在学時に大学奨学生として予約採用されている人は、大学へ進学後に本採用されます。採用候補者の決定通知を受けている場合は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を本部棟1階事務室（教務学生課）へ提出してください。提出と同時に日本学生支援機構に対しインターネットによる届け出が必要になりますので、パスワードを聞いて各自で届け出を行ってください。通知書の提出とインターネットによる届け出がされない場合は、貸与の資格を失いますので注意してください。

④貸与期間

奨学金の貸与期間は、大学の定める正規の最短修業年限の終期までであり、留年等により修業年限が延長された場合の期間延長はできません。また、在学期間中でも学業成績不振等のため、停止、廃止等の処置がとられることがあります。

⑤奨学金の交付

奨学金は、原則として毎月1回当月分が指定口座に振り込まれます。払出可能日は次のとおりです。

区分	払出可能日
4月分	4月21日
5月分	5月16日
6～3月分	各月の11日

注1 払出可能日が土曜、日曜及び祝日のときは、その前日となります。

注2 新規採用者の初回交付は、採用決定を通知した月の11日となります。

注3 最高学年の3月分は2月分と合わせて2月10日に入金されます。

⑥奨学生適格認定

日本学生支援機構の奨学生は、毎年1回（1月頃）、「奨学金継続願」をインターネットで提出する必要があります。これを怠った場合は、奨学生の資格を失います。提出する時期が決まり次第、メールニュース、学生情報システム掲示板でお知らせします。

提出された「奨学金継続願」の記載内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否を判断しますので、健康に留意し、学業に励んでください。

⑦奨学金の返還

奨学金は貸与であり、卒業・退学後には返還の義務があります。卒業予定者に対し、返還手続き説明会を開催しますので（毎年11月頃）、該当者は必ず出席してください。説明会の日程は、メールニュース、学生情報システム掲示板でお知らせします。

(2)その他の奨学制度

地方公共団体又は民間団体による奨学制度があり、募集はその都度メールニュース及び学生情報システム掲示板でお知らせします。

なお、日本学生支援機構の奨学金と重複して貸与を受けることができない場合がありますので、申し込みをする際には注意してください。

I

学生生活を
送るにあたって

II

学生生活

III

キャリア支援

IV

学生相談

V

国際交流

VI

メディアセンター

VII

専任教員紹介

VIII

大学概要・
教室等配置図

IX

浜田市内マップ